

平成28年 3月25日
水管理・国土保全局
水政課
水資源部水資源政策課

水源地域対策特別措置法に基づく「指定ダム」として

ほんみょうがわ

本明川ダム(長崎県)を指定【閣議決定】

ほんみょうがわ
本明川ダムについて、水源地域対策特別措置法に基づく「指定ダム」として指定することが、本日、閣議決定されました。

今後は、ダム建設事業の進捗に併せて、同法に基づき、水源地域整備計画を策定し、その計画を推進すること等により、ダムの建設によって著しい影響を受ける地域について生活環境、産業基盤等が整備されることとなります。

本明川水系本明川本明川ダムについて、ダム建設による水源地域の基礎条件の著しい変化の影響緩和のため、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画の策定に向けた手続きの一環として、関係政令*を改正し、平成28年3月30日付けで同法に基づく「指定ダム」として指定するものです。

*水源地域対策特別措置法第2条第2項のダム、同条第3項の湖沼水位調節施設及び同法第9条第1項の指定ダムを指定する政令

【参考】

- 政令改正までの経緯 平成27年9月28日：長崎県知事から「指定ダム」の指定の要望
平成28年3月25日：閣議決定
平成28年3月30日：公布・施行

○水源地域対策特別措置法

・「指定ダム」とは

国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。

<指定ダムの基準>

水没戸数20戸以上又は水没農地面積20ha以上（北海道は60ha以上）

・「水源地域整備計画」とは

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画は、ダムの建設によって著しい影響を受ける地域について生活環境、産業基盤等を整備するため策定するものであり、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るものです。

○本明川ダムの概要

本明川ダムは、本明川水系の本明川における洪水被害の軽減と流水の正常な機能の維持を目的として長崎県諫早市に建設されるダムです。(別紙)

(担当)

水管理・国土保全局水政課 下川・倉信

連絡先：03-5253-8111（内線35-227, 35-213）

03-5253-8439（直通）

水管理・国土保全局水資源部水資源政策課 小林・枘内

連絡先：03-5253-8111（内線31-313, 31-314）

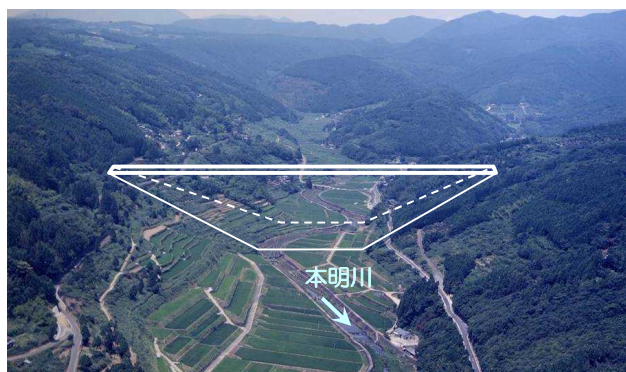
03-5253-8391（直通）

ほんみょうがわ

本明川ダム建設事業 (河川総合開発、九州地方整備局)

□ダム事業概要

- 場 所 長崎県諫早市 (本明川水系本明川)
いさはやし
- 目 的 ・ 洪水調節 (本明川の洪水防御 (長崎県諫早市))
 ・ 流水の正常な機能の維持
- 諸 元 ダム形式 台形CSGダム
 堤高 ; 55.5m
 総貯水容量 ; 620万 m^3
- 水 没 水没戸数 20戸
 水没農地 21.7ヘクタール
- 経 緯 平成2年度 実施計画調査着手
 平成6年度 建設事業着手



本明川ダムイメージ図